

特別職の身分

町長
新町発足後50日以内に選挙で選ばれます。

助役等
助役、収入役、教育長は失職し、新町で選任されます。

議会議員

議員の身分(任期・定数)
新町の議員定数は14人とします。
合併特例法を適用し、両町村の議員は17年11月30日まで、引き続き新町の議員として在任します。

農業委員会

委員の身分(任期・定数)
新町に一つの農業委員会を置きます。
両町村の選挙による委員は、合併特例法を適用して引き続き1年間在任し、委員の定数は新町において決定します。

一般職員

職員の身分
一般職員は新町に引き継がれます。定員、処遇などについては適正化計画により調整されます。

地域・団体

行政連絡組織(区・自治会)

長門町の「町内会」と和田村の「区」を「〇〇区」と名称を統一して、行政連絡組織とします。現在の長門町の区は、「〇〇自治会」と称することとし、和田村において、長門町の自治会組織に相当する組織を検討します。

地域・団体補助

区や分館の補助、地域づくり活動補助については、継続して統一を図ります。

字名の取扱い

大字、小字の名称は現状どおりですが、「大字」の字句は表記しません。
(例) ●長門町大字長久保525-1→長和町長久保525-1
●和田村2872→長和町和田2872

■住所の表示が変更になっても手続きの必要のないもの

- ・住民票、戸籍、印鑑登録、外国人登録
- ・不動産登記簿の住所
- ・自動車運転免許証(更新時に変更)、パスポートなど



消防団

消防団は、新町発足時に統合します。組織等詳細については、両町村の消防関係者及び専門部会で調整が進められています。

税・住民負担

国民健康保険税

平成17年度から税率の統一を図ります。
なお、新町発足後3年間をめどに、現在の1世帯あたり年税額とほぼ同額となるよう、基金等で調整を行います。

地方税の取扱い

町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税及び鉱産税の賦課は現行のとおりとします。

納期について

住民税、固定資産税、軽自動車税の納期は同じ月に重ならないよう調整されました。また、国民健康保険税は、12期で徴収します。

納期月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
町民税			○		○		○		○				全4期
固定資産税	○			○		○		○					全4期
軽自動車税		○											
国民健康保険税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	全12期

行政サービス・負担金・補助金

窓口業務

戸籍、住民票、印鑑登録、外国人登録、埋火葬、税証明等の手続きについては、現状の窓口サービス体制を維持します。
なお、住民票及び印鑑証明書に限り夜間を除く閉庁日(土日祝祭日)においても長門庁舎において発行事務を行います。



上下水道

料金体系は合併時に下記の料金に統一されます。

料金比較表(2ヶ月料金)

使用量	上下水道合算			現料金との差	
	新町	長門町	和田村	長門町	和田村
16m ³	4,200	5,520	3,960	-1,320	240
20m ³	5,565	6,212	5,490	-647	75
40m ³	12,390	13,050	13,130	-660	-740
60m ³	20,265	20,470	21,430	-205	-1,165
80m ³	28,980	28,448	30,370	532	-1,390

※ただし、開発地の下水道料金は両町村の現行料金とします。
※料金の見直しは定期的に行い、両町村の給水区域、処理区域の統合を早急に目指します。

宅内下水道工事補助

和田村では、下水道への新規加入を促進する目的で、宅内排水管の布設に係る経費に対して、10分の7以内の補助を行っていますが長門町に比べて下水道の加入率がやや低いことや、供用開始の時期が遅かったことを考慮して、和田村の地域においては、3年間の経過措置を設けて、この制度を継続します。

下水道加入者分担金

加入者分担金は35万円/戸に統一されます。なお、和田村においては3年間の経過措置を設け、この間に分担金を納入した場合は現行のとおり(28万円/戸)とします。

敬老祝金

今後は敬老会等の事業の充実を図ることにより、新町発足時に廃止します。

